

平成28年度熊本市小・中学校夏休みプール開放PTA説明会の質問事項に対する回答

1 本事業実施要項における監視体制の基本的な考え

本事業の実施に向けて、市PTA協議会と市教育委員会が繰り返し検討会を重ねた結果、「本事業において は、子どもの命を守ることを第一に考え、安全・安心を確保したうえで子どもたちにとって楽しいプール開放を行なうための監視体制を整えること」を基本にしています。

2 保護者監視員について

保護者の危機管理意識の高揚がプール開放の安全・安心の確保において極めて重要なことから、父母が中心となった監視が前提であることを共通認識したうえで、要項に保護者監視員の役割と責務を規定しています。

また、プール開放の主催である各学校のプール開放運営委員会の構成員がPTA会員（保護者）であることから、保護者監視員は当該学校の保護者としています。

なお、保護者の定義としては、学校教育法第16条第1項で、「保護者とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。」と規定されています。

3 質問事項への回答

質問	回答
<p>【プール開放運営委員会の役割： 心肺蘇生法講習会】</p> <p>○心肺蘇生法を日赤に依頼する場合、消防局が実施する講習会との違いがないようにするために消防局が作成したマニュアルを文書化して配布してもらえないか。</p>	<p>昨年度の反省として単Pで実施されていた講習会の内容に違いがあったという点が出されました。そこで、消防局内での講習内容に統一性をもたせるためにマニュアルが作成されました。消防局に確認しましたところこのマニュアルは、消防局より各消防署への伝達事項という内容であり、文書化して外部に出すというものではないということでした。</p> <p>実施要項の中に「消防局等が作成したマニュアル」とありますので、日赤が作成されているマニュアルに基づいた講習会を実施していただいて構いません。</p>
<p>【経費負担：教育委員会の負担】</p> <p>日赤から心肺蘇生講習会の講師を招くに当たり、その経費を教育委員会の負担金 28 万円から執行してもよいか。</p>	<p>教育委員会が負担する 28 万円は、専属監視員配置経費及びプール薬剤費として予算計上しておりますので、心肺蘇生講習会の講師料として執行することは今年度はできません。なお、この件につきましては今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>【参考】消防署が実施する心肺蘇生法講習会につきましては、費用は発生しません。</p>

<p>【プール開放運営委員会の役割： 危機管理研修会】</p> <p>7月2日の授業参観後にPTA向けの危機管理研修会を予定している。教育委員会や区PTA主催の研修会をその前に実施してもらえないか。</p>	<p>本日（5/16）の研修会は、今後各PTAが行っていただく危機管理研修会の内容をモデルとしてお示しするものです。各PTAに置かれましては、本日の内容を参考にそれぞれの学校で研修を行っていただきますようお願いいたします。なお、紹介したプレゼン資料は、データとして市P協議会のホームページからダウンロードできますので、どうぞご活用ください。</p> <p>各学校で実施されるPTA向けの危機管理研修会に参加できなかった保護者の皆様は、教育委員会や区PTA主催の研修会にご参加ください。</p> <p>教育委員会主催</p> <p>7月2日（土）10:00～10:30、11:00～11:30 7月10日（日）10:00～10:30、11:00～11:30</p> <p>両日とも熊本市教育センター4階</p> <p>市P（区P）主催</p> <p>遅くなりご迷惑をおかけしておりますが、実施します。現在会場を選定確保中です。確定次第お知らせいたします。</p> <p>（6/2 常任理事会で確定後、ご案内の予定です）</p>
<p>【各報告書：実施計画書】</p> <p>実施計画書に監視業務委託契約書の写しを添付することになっているが、夏休みの期間を教えてください。</p>	<p>今年度は</p> <p>7月22日（金）が終業式 8月25日（水）が始業式 7月23日（土）から8月24日（水）が夏休み期間です。</p>
<p>【プール開放運営委員会の役割： 運営マニュアル及び監視マニュアルの作成】</p> <p>現在もまだ余震が続いている状態であるが、各プール開放運営委員会でマニュアルを作成するにあたり、地震があった場合の避難の仕方なども入れなければならないのか。教育委員からその点についての指示等はないのか。</p>	<p>現在のような状況でもありますので、運営マニュアルの（8 安全対策）及び監視マニュアル（6 緊急時の対応）に項目として入れていただきたいと存じます。その内容については、当面、各学校で作成されている「危機管理マニュアル」をもとにご検討いただきますが、あらためて教育委員会で情報を収集し、なるべく早い時期にご提示できるよう努めてまいります。</p>